

宮城地方最低賃金審議会
宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

令和2年12月22日公開

開催日時	令和2年10月2日（金）	午前10時00分 ～ 午前11時30分
出席状況	公益を代表する委員	出席2名 定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名 定数3名
	使用者を代表する委員	出席2名 定数3名
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部会長及び部会長代理の選出について (2) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程について (3) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の公開について (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて (5) 関係資料の説明について (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について (7) 金額審議について (8) その他 	
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に北川委員、部会長代理に鈴木委員が選出された。 (2) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年10月2日とすることで、了承を得た。 (3) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成することとした。審議資料は、各種団体のHPにより作成された部分は公開とした。 (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出は、なかった旨報告された。また、最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認められた場合は、その時判断することとされた。 (5) 関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。 (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員から、地賃に対する優位性が重要であるが、地賃との差が縮まってきている、将来を担う人材確保のため賃金水準の確保のためさらなる上積みが必要との主張があった。使用者代表委員からは、新型コロナの影響による各種経済指標はリーマンショック時よりも悪い数字となっており、事業者は大変な苦境に立たされている、事業の継続、雇用維持を最優先に考えると最低賃金は据え置き、凍結するべきであるとの主張があった。 	

(7) 金額審議について

労働者側より引上げ額の提示、使用者側より据え置き額の提示がなされ、合意に至らず。

(8) その他

事務局より、第2回目以降の審議日程について説明があった。